

四日市市告示第143号

四日市市生垣設置助成金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成29年3月29日

四日市市長 森 智 広

四日市市生垣設置助成金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市生垣設置助成金交付要綱（平成16年四日市市告示第131号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附 則 1 (略) (有効期限) 2 この要綱は、 <u>平成32年3月31日</u> 限り、その効力を失う。	附 則 1 (略) (有効期限) 2 この要綱は、 <u>平成29年3月31日</u> 限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

(都市整備部都市計画課)